

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第81号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月9日（日） 12時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市鬼池港北東方沖 鬼池港防波堤A東灯台から真方位073° 6,900m付近 （概位 北緯32° 34.0′ 東経130° 15.7′）
事故等調査の経過	平成24年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{りゅうじん} 龍神丸、1.5トン KM3-51205（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{なかむら} 中村、5トン未満 293-18752熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首外板に破損、左舷側舷縁に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、定係地に向けて約14ノットの対地速力で東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、機関を停止して船首を北東に向けた状態で魚釣りをしながら漂泊中、平成24年9月9日12時00分ごろ、鬼池港北東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 A船は、船首が浮上し、操縦席に腰を掛けた姿勢では船首方に死角を生じていた。 船長Aは、周囲に船舶が見当たらなかったことから安心して気が緩み、操縦席に腰を掛けた姿勢で航行を続け、衝突するまでB船に気付かなかった。 船長Bは、右舷船尾の操縦席で右舷方を向いて釣りをしており、A船が接近するまで気付かなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A あり、B あり A あり、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、鬼池港北東方沖を船首方に死角を生じた状態で東進中、船長Aが、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船を行い、船首方に死角がある状態で見張りを行っていたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鬼池港北東方沖で釣りをして漂泊中、船長Bが、釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鬼池港北東方沖において、A船が船首方に死角を生じた状態で東進中、B船が釣りをして漂泊中、船長Aが船首方に死角がある状態で見張りをを行い、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に死角を生じているときは、立って操船したり、船首を左右に振ったりするなどして死角を補う適切な見張りをを行い、船首方の他船を見落とさないように注意すること。 ・ 漂泊中であっても、見張りを適切に行うこと。